

# 河北景楨筆、谷川清逸書写『和訓栞』稿本について（上）

三澤 薫生

## はじめに

整版本『和訓栞』が刊行を前に内容の節略を余儀なくされていたことはあまり知られていない。唯一それを伝える谷川士清宛本居宣長書簡（安永二年二月五日付）にしても、節略の事実を記すのみで、数にしてどれだけの節略がどのようにしてなされたかは、これまで知る由もなかつた。

栞ノ義、節略被<sub>レ</sub>成候而板行之よし、是ハ甚不<sub>レ</sub>宜義と奉<sub>レ</sub>存候、右ノ書ハ、随分事広ク不<sub>レ</sub>洩様ニ有度御書ニ御座候へハ、略仕候而ハ本意なき義に奉<sub>レ</sub>存候、物体近來書林、とかく利分ノ事而已ニカ、ハリ候ニ付て、作者ノ本意ヲ失申候事多く、扱扱歎かはしき事ニ御座候、書物ハ後々ニのこり候物ニ御座候へハ、大切ニ御座候、ヤム事エズハ、

段々ニ御分チ被<sub>レ</sub>成候而なり共、節略ハ御無用ニ奉<sub>レ</sub>存候

（筑摩『本居宣長全集』第十七巻）

然るに先年、偶然にもその節略のない『和訓栞』を披見する機会に恵まれた。谷川士清曾孫に当たる谷川清逸の手になる石水博物館所蔵の稿本である（以下、清逸本と仮称）。

この稿本は識語にあるとおり、次第に状態の悪くなっていく河北景楨書写本を清逸が「口をし」と想い、天保十年三月までに書き改めたもので、後述するように、その書写態度からして原本の姿をそのままに伝えていると判断されるものである。

倭訓栞ハ曾祖父士清大人撰出られて通計四十巻、河北景楨ぬしの筆なり。その中に士清大人を初、其子士逸大人、大人的むこかね荒木田尚賢など継々考出られしを書加へられし書なり。されどいかに鴨せん、新玉の年経るなへに虫は

ミ朽そこなへらんか口をしとて、いとまの間ある毎につか  
短き筆を執て書改しは天保十年己亥弥生の末になむ有ける。

曾孫清逸謹識

なお、『和訓栞』に斯かる稿本がこれまで報告されなかつた  
わけではない。東京都立中央図書館に蔵せられる一本はこれに  
類するものであり<sup>(2)</sup>、稿者もそうした一本を蔵している。ただ、  
両書きずれもが後半の「ま」行以降を見るに過ぎず、清逸本の  
ような全巻揃いの稿本となると他にあるを聞かないである。

本書存在の意義はこれだけでも大きいが、しかし何と言つて  
も原本の河北景楨書写年時が、私のみるところ、第一回整版本  
刊行時（安永五年夏以降、刊行の同六年九月以前）に近い、というこ  
とが注目に値する。『和訓栞』成立の過程を知る上からも、本書  
をここに紹介、明らかにするゆえんである。

### 注

(1) 石水博物館（三重県津市）主催「郷土の偉人 谷川士清—そ  
の生涯と業績—」展（平成十五年二月十四日～三月二十三日）  
に出品公開されることを仄聞した。

(2) 『和訓栞大綱』（勉誠社文庫<sup>12</sup>）。昭和54年の尾崎知光氏解説によ  
る。なおその後の調査により、東京大学総合図書館蔵一本  
（D-213）、東北大学図書館蔵一本（JA・2-2-11）がこれに

該当することが判明した。

## 一 書誌について

装訂 大本、袋綴

表紙 丁子横刷毛目布目。河北景楨原本の表紙ではなく、清逸  
移写の際に用意されたものと目される。縦二十七・三セ  
ンチメートル、横十八・八センチメートル。

### 外題

中央に「倭訓栞 首卷（～阿上・阿下・伊上・伊下・宇・衣  
乎・加上・加中・加下・畿・久・計・古上・古下・佐・志上・志  
下・須・世曾・多上・多下知・都・豆登・那・尔努祢乃・波上・  
波下・比・不・陪保・末・美・武女・毛・屋・由與・良利留礼  
呂・和為恵・於）」と墨書する。

### 内題

倭訓栞（首）、倭訓栞大尾（尾）

### 冊数

四十冊。首卷一冊と、見出し三十九冊から成る。首卷は  
「凡例」「大綱」のほかに整版本にない「大綱付録」（後  
掲写真）を載せる。見出しは五十音順に四十七部排列す  
るが、「お・を」の所属は整版本と同じく「お」をワ行、  
「を」をア行に充てている。各冊の部名・墨付丁数は以  
下のとおりである。

第一冊 七十七丁 …… 首卷（凡例二丁）

大綱（七十三丁）

大綱付録（二二丁）

第二冊	百十二丁	……	阿の部	曾の部（四十丁）
第三冊	百十四丁	……	（阿の部）（あな）	多の部
第四冊	九十三丁	……	伊の部	多の部下（たばく。五十九丁）
第五冊	七十四丁	……	（伊の部）（いなり）	知の部（四十六丁）
第六冊	百二十二丁	……	宇の部	都の部
第七冊	七十丁	……	衣の部（二十四丁）	登の部（九十八丁）
		乎の部（四十六丁）		
第八冊	九十四丁	……	加乃部上	
第九冊	百四丁	……	加の部中（かた）	
第十冊	八十六丁	……	加の部下（かま）	
第十一冊	七十七丁	……	幾の部	那の部
第十二冊	百二十二丁	……	久の部	
第十三冊	三十六丁	……	計の部	
第十四冊	五十六丁	……	古の部	
第十五冊	八十四丁	……	古の部（こたふ）	
第十六冊	百三十丁	……	佐の部	
第十七冊	七十四丁	……	志の部	
第十八冊	百三丁	……	志の部下（しば）	
第十九冊	七八八丁	……	須の部	
第二十冊	八十二丁	……	世の部（四十二丁）	
第二冊	百五丁	……		
第三冊	百五丁	……		
第四冊	百三十一丁	……	底の部（三十三丁）	
第五冊	百三丁	……	衣の部（二十四丁）	
第六冊	百十四丁	……	加の部上（かた）	
第七冊	百丁	……	加の部中（かた）	
第八冊	七十八丁	……	加の部下（かま）	
第九冊	七十八丁	……	久の部	
第十冊	百二十六丁	……	計の部	
第十一冊	八十一丁	……	古の部	
第十二冊	七十九丁	……	古の部（こたふ）	
第十三冊	七十九丁	……	佐の部	
第十四冊	七十九丁	……	志の部	
第十五冊	七十九丁	……	志の部下（しば）	
第十六冊	七十九丁	……	須の部	
第十七冊	七十九丁	……	世の部（四十二丁）	
第十八冊	八十九丁	……		
第十九冊	百十一丁	……		
第二十冊	七十九丁	……		

倭訓梨

大綱附錄

○讓へゆる事とぞし訓一體を解く事と  
況もとて画の成皆とて著ふや毫するとい  
い奥一や意ふハーリシ靈を祥ひとて逆説  
迎ヘト訓一従々を追とて争一乱を治め  
よもの類是を倒詔訓へ云

○朝鮮の譜文より和音立十字を被國の人の  
書く事とぞフリヨイ井とてもアフ作イ工卫通  
トモエトナシオ皆アフ作イキアレハ老墨  
トモモロコシの二音子草履有のミタヒ吳音  
ハナ譜文トモニ이예 이 토드모一字ハナナサルハ

侏訓禁

洞律谷川子清纂

あ  
あすやく事事の基より根柢を立てるに及ばず  
穢の發揚する所の多きと合ひて之仲氏も何れは  
一開則子聲萬古可以收略出耳とす  
前半是初度教本也即ち是書有前聲萬古以降之書也  
著者是初度教本也即ち是書有前聲萬古以降之書也  
呼靈異記す毫翰撫字鏡半暖半冷也謂長呼短  
今亦とよも發語の音の如く謂長呼短  
時の別也○あむれあくまぢのいは有と無  
ある也○天井足畔あるとよもハ皆暗語也  
○答への辨りとて禁秘妙す如虚中空御事

右、清逸本「大綱付録」冒頭。左、同「阿の部」冒頭（石水博物館蔵）

米の部

第三五冊 六十一丁

第三六冊 八十八丁

第三七冊 九十九丁

卷之三

第三章

第三九冊 七十九丁

第四十冊 百三十八

再版  
一三行

の追記が認められる

削除範囲を示す符号が加えられており、墨筆による削除の追記が認められる。また見出し位置を正す朱の注記やも見える。

各部とも冒頭第一行に「倭訓釋」、次行に「洞津 谷川士清纂」、第三行に部名、第四行以下に見出しを配置

するが、「阿の部」（第三冊目）、「伊の部」（第五冊目）の二冊は右三行がなく、「乎の部」「曾の部」は冒頭の二行を、「陪の部」は部名の行をそれぞれに欠く。但し、いずれも一面十二行に仕立ててあって、他の部との間に行数の違いはないが、「底の部」のみは十三行となっている（第三行目までの行間が詰まつていて二行相当に見える）。

首巻「凡例」に整版本と同内容の「○言語浩繁なれハ簡帙もまた重大なるをもて分て三編とす 今前編を刊行す 此編もハラ古語雅言（整版本「古言雅語」）を解釈する者也」を記すが、登載の見出しが中・後編を收め、それを各部とも概ね語数ごと第二音節までをもつて五十音順に排している。

『和訓栞』が当初より三編仕立てではなかつたこと、中・後編所属の見出しが既にこの段階において存していしたこと等々が判る。

なお第二十九冊「比の部」に錯簡「ひ／＼ひとふし」「ひまち／＼ひおほひ」「ひとかへ／＼ひまもり」が認められる。  
印記 なし

谷川清逸前掲文  
識語  
備考 河北景楨について一言しておく。河北景楨は谷川士清の「火忌説うは文の辞」（明和九年）に「とし比相もつひて

董をひろひ雪をあつめし学ひの窓の友かき河北のうし」と記されるように、士清とは学問上の友（『日本書紀通証』には「友人河景楨」（卷2・22才）ともある）として親交があり、それ故に『日本書紀通証』（宝暦十二年刊）の後序を草し、『和訓栞』の編纂にも携わつた。その景楨自筆の『和訓栞』が谷川家に伝わつてることになる。

ただ、この景楨本が如何にして谷川家に入つたかが判らない。士清没後、その遺稿として嗣子、士逸に渡つたのであろうか。士清自身は死の前年（安永四年五月）に反古冢を建てて稿本を埋めている。主著に『助辞鵠』（天明六年刊）がある。生没年は不詳。

## 二 内容について

先ず、清逸本と景楨原本との関係を記しておく。

清逸本「にしのかり」項（整版本中編）・「じさう」項（整版本後編）には

にしのかり 西狩の字左伝に見ゆ 後鳥羽院西狩の後ハ朝憲廢れ武臣恣なる事多かりき 正応の頃龜山上皇より盟書を貞時に賜り正中にハ□□先主告文をなして高時に下さる（下略）

とさう 斗筲と書り 師古云筲竹器也 容一斗選也

とあつて、前者には二個の四角（「吉野先主」の「吉野」に相当）、

後者には一字空きの明らかなる個所（「選數也」の「数」に相当）が認められる。これを「虫はミ朽そこな」つた景楨本に対する清逸の处置と取るならば、清逸本はその忠実な写しということになる<sup>(1)</sup>。

但し、清逸本に書入れがないわけではない。「おかげまゐり」項には清逸の名を冠した以下の記述が見えるからであるが、しかしこれは他に二箇所（「きんちやく」項欄上と「らくだのむま」項）確認できるのみである。景楨本そのものではないにしても、清逸本をもつて景楨本とすることに問題はあるまいと思われる。

曾孫清逸云是哉家翁の達見 明和の後天保元年三月より六月までおかげまゐりと称し阿州より初りて西国中国参宮人多く甚し 同年閏三月内宮大火 其後米価追々騰上 凡十  
金に七俵に至りし 同七年申のとし也 八年酉のとし浪花  
大久保平八乱妨大火 同九年戌のとし春東武西丸焼亡也  
恐へし家翁の達

さて、本題に入りたい。先述のとおり、清逸本には『和訓葉』刊行の際に節略された内容が認められる。例えば、左の傍線部は整版本には存しないものである。節略が語義にとどまらず、見出しそのものを対象にしていたことが判る（傍線部は節略箇

所。以下同様）。

あき（整版本前編）

清逸本 秋をいふ 飽の義也（中略）○式宇陀郡に阿紀神社見ゆ 万葉集に安騎に作る 是神武紀所謂天皇涉于丹生川上 用祭天神地祇といふもの也 ○安

芸の国も同義なるにや ○（下略）

いかでか（整版本前編）

清逸本 爭をよめり いかんとあらそふの意なるへし 如何にしてかといふ言の約のミ 古今集に 雨降れと露ももらしを笠とりの山ハいかてかもミちそめけむ ○いかでかハに真字伊勢物語に如何是波と埴り されハかハかくの略なるへし

かうべ（整版本前編）

清逸本 日本紀 倭名鈔に首をよめり 上方の義なるへし一説に髮辺とす ○姓氏地名に河辺をもかく唱ふ○下河辺ハ下総の国也 行平父下河辺の庄司たりよて氏とす

すなほ（整版本前編）

清逸本 日本紀に朴素又淳朴など書り すくなほきの義也つくろハぬをいふ 又質をよめり

清逸本 あさづ 催馬樂に見ゆ 浅水の義也 摂津国に

あり あさむつも同し ○あさんづの  
橋ハ越前にあり

清逸本 をとこふ 男居と書り 物侍の部屋也

清逸本 さしやなぎ 捅木の柳也といへり 万葉集に根張

とつ、けり さす柳ともよめり

なお左表は、清逸本各部における節略見出し項目数を示したものである。その合計数は三一二、『和訓栞』刊行に際して行われた節略が如何ほどのものであつたかが想像できる（全容については拙論「『和訓栞』原本の復元—見出し項目について—」〔三〕『和洋女子大学紀要』第四五・四七集。一〇〇五・七年）を参照されたい。

〔表I〕『和訓栞』の節略見出し項目数

あ	15	ち	3	む	2
い	15	つ	12	め	3
う	15	て	7	も	10
え	10	と	13	や	2
を	10	な	2	ゆ	0
か	18	に	1	よ	4
き	26	ぬ	1	ら	1
く	10	ね	0	り	2
け	12	の	1	る	0
こ	22	は	7	れ	0
さ	16	ひ	1	ろ	1
し	14	ふ	4	わ	1
す	7	へ	0	ゐ	3
せ	6	ほ	0	ゑ	16
そ	2	計	54	お	6
計	198	ま	4	計	60
た	2	み	5	合計	312

此書士清大人あらはしたまふ処にして 五十音を阿行より 佐行まで刊行しおかれしを士逸大人 父翁の遺稿を本とし 翁の学の友かき季鷹県主諸共にかうかへ正して さきに多 行より波行までを刊行したまひき こたひ其校正しおかれ しを刊行して前編を終る（下略）

を取り挙げ、

従つて前編の中でも安永六年刊の「あ」から「そ」までは 士清の十分の考覈を経たものであらうが、次の文化二年刊 の十冊、文政十三刊の十冊は、子の士逸が加茂季鷹との共 同作業によつて校勘補訂したものである。（中略）前述の やうに「あ」から「そ」まで位が士清によつて完全に纏め られてゐた版下本であつたらうと考へられるのである。

と結論付けられた（『和訓栞成立私考』）。

然るに、清逸本には右に見るような見出し・語義の節略が認められるのである。詳細は後述するにしても、清逸本が第一回 整版本刊行時に近い頃の稿本（安永五年夏以降、同六年九月以前）であることは既に明らかにしたとおりである。『和訓栞』が刊行直前の安永五年に至つても「あ」から「そ」を含むすべての 項において、いまだ完成していなかつたことが立証できよう。<sup>(3)</sup>

ところで、北岡四良氏は『和訓栞』に関し、前編巻末の跋文  
(谷川士行、または谷川清逸による。文政十二年五月)

(一) 前編よりは中編後編に誤りが集中する<sup>(4)</sup>。

(二) 前編の中では第二回刊行の「た」行以降に誤りが多い。

である。一例を示す。

〔見出しの取り違い〕

つかく・つかねを (整版本中編)

清逸本 つかく 衝突の義也

つかねを 物を結束ぬるの緒也

整版本 つかく 物を結束ぬるの緒也

つかねを 該当項目なし

つちのと・つちばし (整版本中編)

清逸本 つちのと 己をよめり 土の第也 ○ 讃岐の海に

いへるハ大づち小づちとて嶋山二ツ北  
南に並ひたるあはひを通る狭門なるへ

しと嚴島詣記にみえたり

童蒙頌韻倭名鈔に坦をよめり 土橋の

義也 又作汜 楚人呼土曰汜といへり

整版本 つちのと 該当項目なし

つちばし 己をよめり 土の第也 ○ 讳岐の海に

いへるハ大づち小づちとて嶋山二ツ北  
南に並ひたるあはひを通る狭門なるへ

しと嚴島詣記にみえたり

### 〔語義の不通〕

いはぐみ (整版本後編「いはぐみ」)

清逸本 倭名鈔に石葦も巻柏も同くよめり くみハ組の義

なるへし 石葦ハ新撰字鏡にくみのかしハとよめ  
り 倭名抄にいはのかハと訓せるハ文字よみ也

(下略)

整版本 倭名抄に石葦も巻柏も同くよめり くミハ組の義

なるべし 石葦ハ新撰字鏡にいはのかハと訓ぜる  
ハ文字讀也 (下略)

――『倭名抄』「石葦」の注に「和名以波乃加波 一云以波久美」(寛文十一年付訓本。卷20・18ウ)とあり、『新撰字鏡』「石葦」

に「公弥乃加志波」(享和本。59オ)とある。整版本は何のための引用か、これではまったく文意をなさない。

くしあげ (整版本中編)

清逸本 源氏にくしあげの調度めく物と見ゆ 髪あげの道

具也 くしあげの内侍とも見えたり 神代紀に結  
髪をみくしをあげとよめり

整版本 源氏にくしあげの内侍とも見えたり 神代紀に結

髪をみくしをあげとよめり  
――『源氏物語』桐壺巻に「御髪上(みくし)の調度めく物、添へたまふ。」、  
梅枝巻に「御髪上(みくし)の内侍なども」(以上全集本)とある。「く

しあげの内侍とも」と、添加の助詞「も」が用いられている

以上、整版本の文脈では首尾が呼応しない。

### さいかいし（整版本後編）

清逸本 摹集抄に西海枝と書て髪をはやす事をいへり 下  
学集に西海子と書てその子馬を洗ふへしといへり  
整版本 摳集抄に西海子と書てその子馬を洗ふべしといへ

り

——『撰集抄』に「かしらとてかみのおふべき所には。西海枝の葉と。むくけの葉とをはいにやきてつけ侍り」（慶安四年本。卷5・第15〈27ウ〉）、『和訓栞』の典拠『増補下学集』「西海子」に「子以可洗馬也」（下巻三・非増補部）とある。整版本のままでは『撰集抄』の本文になってしまふ。なお「西海枝」は「さいかち」の古名、『撰集抄』から清逸本の「髪をはやす事をいへり」を導き出すことは無理がある。

### ふくわかし（整版本中編）

清逸本 …… ○京都にハ正月七日の朝若葉の塩糝を祝ふ是をいふ ○土左にハ雑炊に餅を入れたるをいふ（下略）

整版本 …… 京都には雑炊に餅を入れたるをいふ（下略）

——『物類称呼』「雑炊」の条に「又京都にて正月七日の朝若葉の塩糝を祝ひて食す これを○ふくわかしと云（中略）土佐の

国にてハ正月七日雑水に餅を入れたるを福わかしと云。（下略）」  
(卷4・17ウ)とある。『物類称呼』は『和訓栞』典拠の一書。整版本のままでは京都の方言に解されてしまう。

右のうち、「いはくみ」「くしあげ」「さいかいし」の三項が上記傾向(1)に抵触するが、整版本第一回刊行の「あ」から「そ」においては、前掲の「あき」項以下四項の方が普通に見られる形である。

すなわち、この違いは同じ「あ」から「そ」にあつても前編所属語としてそのままそこに置かれる語か、中・後編として前編から外さる語かに依つているのであって、「あき」項以下四項は前者、右三項は後者ということになるのである。

北岡氏の言う「土清の十分の考覈（稿者注＝コウカク。考え方調べて明らかにすること）を経た」作業が前編第一回刊行分において行われていたことは認めてよからうと思うのである。同様の傾向は左の点からも指摘できる。

(1) 節略箇所に朱の符号（縦線と鉤等）を付した項目があるが、前編第一回刊行分に関するかぎり、これらによる文脈上の乱れは認められない。

いでは（伊勢）の右側に縦線、「あり」の下に鉤

清逸本 和名鈔に見ゆ 出羽国也（中略）○伊勢鈴鹿郡閼の東 小野村の北にいではの森あり

いもせ（「芋」の右側に縦線、「庄也」の下に鉤）

清逸本 妹兄の義也（中略）○新撰字鏡に姑舅をいも

とせのこと訓せり ○芋瀬、庄司の宅趾ハ吉

野五百瀬村にあり 十津川の庄也

うちミだりのはこ（櫛の右側に縦線）

清逸本 源氏に見ゆ（中略）○櫛筈のかけご也 今婦

人の用る乱れ筈といふもの也 ○侍中群要に

入御幡紙と見ゆ 或ハ御帖紙とあり

一方、前編第二回刊行分以降については上記符号は存す

るもの、数としては少なく、中には整版本において節略されずに残っている項目も認められる。

てん（「和名」の右側に縦線、「いへり」の下に鉤）

清逸本 和名鈔に貂の和名といへり 音の転せる成へ

し（中略）てんハ兎を捕る よててんなき山  
に兎ほこるといへり ○詞にいふハてを添た

る詞多し いひてんhaiはんなし てんハな  
さんの義也（下略）

ところ（「和名」の右側に縦線、「見えたり」の下に鉤）

清逸本 地許処所をよめり（中略）続日本紀の宣

命に二所の天皇と見えたり 幾柱といふ如し

○和名鈔に黄蘚 新撰字鏡に土蘚をも訓せ

り（中略）○氏に所といふハ東鑑に見え野老  
と書るハ後太平記に見えたり

この符号が士清自身によるものか否かは俄かに断じ難い  
が、いずれにしても士清死後の改訂作業が編者の意向を十分に反映することなく進められていたことはここに指摘しておきたいと思うのである。

なお右に対し、一旦節略した語義内容を再度収載するこ  
とにより、これら節略ができるだけ避けようとする方法も取られている。左は、そうした一例である。

あまつきつね（朱筆で「○世に云々」の右側に「中編二入ヘシ」、  
「飯ヒといふ」といふの下に鉤を付す）

清逸本 日本紀に天狗をよめり 星の名也（中略）○

世に天狗の爪と称する物あり（中略）天狗の  
飯ヒといふ（カヒ） ○元亨釈書に仲算が童児の事をいふに（中略）

いふに（中略）身生ニ羽毛」といへり

整版本 日本紀に天狗をよめり 星の名也（中略）○

元亨釈書に仲算が童児の事をいふに（中略）  
身生ニ羽毛」といへり（前編。卷2・42ウ）

整版本 世に天狗の爪と称する物あり（中略）天狗の  
飯ヒといふ（カヒ）

（中編。卷1・45ウ）

かつら（朱筆で「松浦」の右側に縦線、「分てり」の下に鉤を付

す

清逸本 神代紀に杜ノ字をよめり 古事記にハ楓樹と

も香木とも書り (中略) 材用のかつらハ香氣

なし ○松浦肉桂と称するものハ筒桂也とい

へり (中略) 本草にもまた條を分てり ○賀

茂松尾などの祭に用るハ (下略)

整版本 神代紀に杜ノ字をよめり 古事記にハ楓樹と

も香木とも書り (中略) 材用のかつらハ香氣

なし ○賀茂松尾などの祭に用るハ (下略)

(前編。卷6上・35才) (ウ)

整版本 ○松浦肉桂と称するものハ筒桂也といへり

(中略) 本草にもまた條を分てり

(中編。卷4・18才)

清逸本 日本紀に樟又櫟樟を訓す 奇の義也といへり

くす (中略) 又めぐすと呼るものあり ○国柄ハ神

武天皇のときより見えて応神天皇の時来獻し

て (下略)

整版本 吉野郡国柄ハ神武天皇のときより見えて応神

天皇の時來獻して (下略)

(前編。卷8・7ウ・8才)

整版本 日本紀に樟又櫟樟を訓す 奇の義也といへり

(中略) 又めぐすと呼もあり

(中編。卷6・7才) (ウ)

こけ (朱筆で「松の」の右側に縦線、「如し」の下に鉤を付す)

清逸本 古事記に蘿をよミ倭名鈔に苔をよめり (中略)

又松蘿をまつのこけ 屋遊をやのへのこけと

よめり ○松の白こけハ艾納なり (中略) 豆

ごけあり 豆を割たるか如し ○こけ衣こけ

席など皆見たてたる辞なり (下略)

整版本 古事記に蘿をよみ倭名抄に苔をよめり (中略)

又松蘿をまつのこけ 屋遊をやのへのこけと

よめり ○こけ衣こけ席など皆みたてたる詞

也 (下略)

(前編。卷9・13才)

整版本 ○松の白ごけハ艾納なり (中略) 豆ごけハ豆

を割たるが如し (後編。卷6・30才)

文字どおり前掲の本居宣長書簡中の忠告「書物ハ後々ニ  
のこり候物ニ御座候へハ、大切ニ御座候、ヤム事エズハ、  
段々ニ御分チ被レ成候而なり共、節略ハ御無用ニ奉レ存候」

を受け入れた形になつてゐるが、ともかく斯うしたこと  
も整版本刊行にあたつて行われていたことになる<sup>(5)</sup>。

目に付くが、具体的には前編（あ／お）に多く、中・後編に少ないといった傾向が認められる。特に後編に至つては、

節略は殆んどないに等しい<sup>(6)</sup>。

清逸本の段階で、一旦採用した『物類称呼』を凡例の「今前編を刊行す」此編もハラ古語雅言（整版本「古言雅語」）を解釈する者也」にしたがつて『和訓栞』から取り除く作業が進められていたと思われ、その際に前編に残す語と、中・後編にまわす語の選択がなされていたと考えられるのである。例えば「あの部」所収の見出しを見ても、左のとおりとなつてゐる（掲出例は一部。また傍線部は『物類称呼』からの引用を、□内は割注であることを示す。「称呼」は略称）。

あをじ（整版本後編—節略なし）

清逸本 枕草紙にあをじのかめと見ゆ（中略）○鳥に  
いふハ（中略）青しとゞともいふ 遠江にて  
ハ青ちゝん 作州にてハ青じやうといふ

整版本 枕草紙にあをじのかめと見ゆ（中略）○鳥に  
いふハ（中略）青しとゞともいふ 遠江にて  
青ちゝん 作州にて青じやうといふ

称 呼 あをしと、○遠江にて○青ちゝんと云 東

国及四国にて○あをじと云 美作にて○青じ  
やうと云（下略）（「蒿雀」。卷2・6ウ）

あね（整版本前編—節略あり）

清逸本 常に姉をいへり（中略）あにの転語なるへし

九州にてばぼう女といふ ○信州甲州にてハ

婦女ハすへてあねと呼り（下略）

整版本 常に姉をいへり（中略）あにの転語成へし

○信州甲州にてハ婦女ハすへてあねと呼り

（下略）

称 呼 あね ○九州にて○ばぼうぢよといふ（下略）  
〔「姉」。卷1・7才〕

あんどう（整版本中編—節略あり）

清逸本 行灯の音也（中略）加賀に四本ばかりといふ

○有明行灯ハ暗灯と見えたり ○兵家に畳行

灯 鈎行灯あり ○丸行灯ハ重輪檠と書り  
小堀遠州の遺製也といへり 加賀にまハしあ  
んどん 津の国にえんちやんどんと云 こハ  
遠州あんどんの訛也といへり

整版本 行灯の音也（中略）○有明行灯ハ暗灯と見え

たり ○兵家に畳行灯 鈎行灯あり

称 呼 あんどん ○加賀にて○しほんぱりといふ  
(中略) ○丸あんどんを加賀にて○まハしあ  
んどんと云 津国にて○えんちやんどんと云

是ハゑんしうあんどんの誤也 小堀遠州侯の  
物数寄にて制りはしめ給ひしと也

(「行灯」。卷4・8才)

あはぼ (整版本後編—節略なし)

清逸本 粟穂の義 (中略) ○江戸にとりあしといふ

是鶏脚也 下野 陸奥にもくだといふ 同国

に葉をくさ茶 又にが茶といふ

整版本 粟穂の義 (中略) ○江戸にとりあしといふ

是鶏脚也 下野 陸奥にもくだといふ 同国

に葉をくさ茶 又にが茶といふ

称 呼 とりあし あハもり ○京にて あハぼと云

下野 陸奥にて もくだと云 「同国にて葉を  
くさちや又にがちやと云」

(「升麻」。卷3・11ウ)

但し、前編第一回刊行分においても、

こさふく

清逸本 蝦夷嶋の人ハ口より霧の如き物を吹出して空

を暗くすといへり (中略) 又こさハ (中略)

東国にて樹陰をこざといふ 蒙求の (下略)

整版本 蝦夷嶋の人ハ口より霧の如き物を吹出して空

を暗くすといへり (中略) 東国にて樹陰をこ

さといふ 又こさハ (中略) 蒙求の (下略)  
称 呼 ひなた (中略) 日陰を てるくみといふ 「東

国にて樹陰を こさといふハ木さハリの略語  
にや (下略) (「日南」。卷1・5ウ)

すつ

清逸本 棄捨をよめり (中略) ○東国にほうると云

又うつちやると云 関西にほかすと云

整版本 棄捨をよめり (中略) ○東国にほうると云

又うつちやると云 関西にほかすといふ

称 呼 ○するると云事を東国にて うつちやると云

関西にて ほかすといふ 「東国にて ほうる  
といひ越州にて ほぎなげると云ハ投やる事  
なり」 (下略)

(卷5・8才)

そだ

清逸本 辺鄙にて柴薪をいへり (中略) ○美濃尾張に

ハくぬ木に限りていへり

整版本 辺鄙にて柴薪をいへり (中略) ○美濃尾張に

ハくぬ木に限りていへり

称 呼 しば (中略) 東国にて そたといふ 「美濃尾

張にてハくぬ木にかきりてそだといふ」

(「柴」。卷3・20ウ)

に見るよう、整版本において節略されずに残っている項目があり、また整版本になつてはじめて『物類称呼』を採用している項目も認められる。

### さをとめ

清逸本 小苗少女の義成へし（中略）○東国にて花菖蒲をさをとめ草といふとそ 茶入に小少女手

あり 遠州翁より始る

整版本 小苗少女の義なるへし（中略）○東国にて花

菖蒲をさをとめ草といふ 江戸近在加賀にま

ひ／＼虫をいへり

称呼 まい／＼むし ○江戸にて。水すまし 同近

在にて。さをとめ（中略）加賀にて。さをと

め又しけ／＼（下略）（鼓虫）。卷2・30オ

『物類称呼』に関しては、節略の作業がいまだ完成していなかつたことが推測されるが、詳細については今後に俟つことにしたい。<sup>(7)</sup>

このほか、以下の追記が清逸本に認められる。

(1) まず、行間・欄上に本文よりは小さめの字で見出し・語義の追記が施されている。識語にある「士清大人を初、其子士逸大人、大人のむこかね荒木田尚賢など」が「繼々考

出られしを書加」えたものであろうが、これが誰の手によるかは判らない。但し、この中に清逸が加わらないことは、整版本にない節略見出し項目が認められることにより判断できる。

### いやまふ

神代巻に敬をもよミ恭又礼もよめり まふ  
ハワキマフのまふの如し うやまふも同し

えいぐわ 栄花と書り ○栄花物語ハ赤染衛門か作也

### 四十一帖あり

### はうぎやう

宝形と書り 棟上にいへり

(2) また、見出し位置を正す朱筆の注が見出し上に加えられ

ている。これは『和訓栞』が当初より三編による構成でなかつたことの一証となるものである。

### 此条下ニウツスベシ

いはゆる（節略見出し項目）

当移于上 なにハ・はふりもの（以上中編）など。

当移于下 ちからくらべ（前編）・みねます（中編）など。

後 をごめく 前 をこじ（前者前編、後者後編）など。

(3) なお追記と言えば、北岡四良氏が校勘補訂の徵証として挙げた「賀茂季鷹」記載の見出しが気になるが、これに関しては「おきなかがは」項を除いて季鷹の引用はなく、その内容も整版本と異なつてることが判る（傍線部は季鷹説の引用を示す）。

いきぬらん（整版本後編。卷2・3才）

整版本

沖中川と書り 川の水尾の海に入て猶水す

清逸本 真名伊勢物語に何所去覽と書り 今本にい

ちの青ミだちて見ゆるをいふといへり ○

つこへいぬらんとあるハ理なし

士逸いふ賀茂の季鷹の説に近江の息長川に

整版本 真名伊勢物語に何所去覽とかけり 今本に

て水鳥の息長川とつけたり 沖中川の説

いつこへいぬらんとあるハ理なし 但いき

はいか、にや

の反いなればいぬらんも同じと季鷹ハいへり

清逸本が季鷹説導入以前にあることが証せられるが、そ

やすらはて（整版本前編。卷34・10ウ・11オ）

の時期について、北岡氏は何も触ることはなかつた。と

清逸本 後拾遺集に中の閑白少将に侍りける時はら

ころが北岡氏指摘の項目を仔細にみつめていくと、整版本

からなる人に（中略）と水戸安藤氏いへり

「やとりのつかさ」項（前編。卷34・17オ）にそれとわかる

紫式部日記に（下略）

記事のあることが判明した。

整版本 後拾遺集に中閑白少将に侍りける時はらか

枕草子にやとりのつかさの権守と見ゆ（中略）○又遙

らなる人に（中略）と水戸の安藤氏いへり

授官ともいへり 士逸京に在し時加茂季鷹甲斐権守に

又士逸さきに加茂季鷹か説をきくに赤染作

任せられしを一統にと、められし時よミし歌 さつか

といふ事たしかなる拠ハなけれど（中略）といへり

○紫式部日記に（下略）

おきなかゞハ（整版本前編。卷45・6オ）

清逸本 授官ともいへり 士逸京に在し時加茂季鷹甲斐権守に

沖中川と書り 川の水尾の海に入て猶水す

任せられしを一統にと、められし時よミし歌 さつか

ぢの青ミだちて見ゆるをいふといへり 季

鷹県主の説にこは近江の息長川にて水鳥の

息長川とつけたり されバ沖中川の説ハ

ことである（土岐武治氏「賀茂季鷹の生涯と学統」『花園大学研究紀要』第二号所収の「年譜」等による。一九七一年）。

ひが事なるべしといへり

である。すなわち、士逸在京の時期は今詳らかにし得ない

が、季鷹が甲斐権守に任せられたのは江戸在住の天明六年（一七八六）三十三歳の時であり、その江戸から季鷹が妻子とともに京に戻ったのは寛政五年（一七九三）四十歳のことである（土岐武治氏「賀茂季鷹の生涯と学統」『花園大学研究紀要』第二号所収の「年譜」等による。一九七一年）。

したがつて、季鷹が整版本第一回刊行以前から注目され

ていたとしても、その採用は寛政五年以降文化初年（一八

〇四）頃まで——士逸は文化八年七月十三日没。文化三年の添書

のある「江見将曹宛士逸書簡」に「犬馬の齢已に六十余に相なり

もはや浮世之住居も永き事は有間敷と存 志を振立申候 先此度十

巻はかり校合仕 出版致し候云々」の記事が見える——であつた

と考えられ、その際に士逸が大きく関わっていたことが想

像されるのである。

季鷹と士逸の関係を知る資料に士逸宛季鷹書簡（谷川士

清先生伝）八四頁所収）が残されているが、これを見ると、

二人が親密な間柄にあつたことが伝わってくるのである。<sup>(11)</sup>

両者の更なる関係が知りたいところである。<sup>(12)</sup>

なお、清逸本には整版本はない「倭訓栞／大綱付録」が認められる（前掲写真）。収載内容は表記上の小異を除けば、整版本「大綱」後半の五項目と同じである。

北岡四良氏が「安永三年頃においても『大綱』が完稿しなかつたとする結論になりさうである」（「土清と宣長」と説かれるように、また尾崎知光氏が『漢音正弁』（安永二年頃刊か）の引用をもつて「『栞大綱』の最終的な成立が安永二年以後と推定されるようと思う」（『和訓栞 大綱』（勉誠社文庫<sup>121</sup>））と述べておられるように、「大綱」は一定の期間に成ったのではなく、時

間をかけ、漸次追加されていったものと考えられる。

### 注

（1）斯かる立場に立脚するならば、「つのめだつ」項（整版本後編）における左の重出（後者は棒線にて削除している）は、清逸の

誤写と言ふよりは、原本それ自体に生じていた誤り（を清逸がそのままに写し取つたがため）と判ずることができよう（両者に表記上の差、「いふにや」と「云にや」が認められることは、これを支持すると思われる）。

つのめだつ 俗語也 角目立て（中略）といふにや

つのめだつ 俗語也 角目立て（中略）と云にや

（2）以上の節略が清逸本の項すべてに見られるわけではない。語義解説文の排列の違いや文末の小異（「見ゆ」対「見えたり」等）を別にするならば、清逸本はどちらかと言えば整版本と多くを共有する稿本もある。一言しておく。

（3）「続和訓栞成立私考」では、荒木田尚賢の「丙申所録」（安永五年二月二十五日）を引用して、

この時点では板下書き直前の原稿の整理は、「あ」から「そ」までは既になり、「た」から「ほ」までは前編に収載するものと中編以下に入れようとするものの選択、それは編者の語意識即ち雅俗いづれの部に選択すべきかの問題もあるであらうし、出典・傍証・解釈の上で満足を得られぬため

の取捨選択の問題もあつたであらうと考へられるのである。

とも述べておられるが、上述のとおり、その整理は「あ」から「そ」を含むすべての語が対象であつたと見るべきである。

(4) 中・後編に関し、北岡氏は「中編・後編は特に未定稿であつ

たと考えてよく、後人の増補攢入の筆が相当混じたものと見るべきである。」と説いておられる(『和訓栞成立私考』)。

(5) これについての詳述は避けたが、多くは前編と中編の組合せである。

(6) 中編は前編と似た傾向が認められるが、節略のない項目(「しがま」・「せうち」など)もある。また対象の項目は前編・後編に比べて少ない。

(7) 田島優氏の「『和訓栞』に見られる『物類称呼』の影響」(『同朋文学』第二十九号。一九九九年)が参考になる。

(8) 北岡四良氏は前引の「和訓栞成立私考」において、前編「あ」から「そ」以外は校勘補訂されたものとして、士逸・季鷹所引の見出しが前編「ま」行以降にしか見られないことをその徵証として挙げられた。

なお北岡氏指摘の見出しほは、右二人の名が見える「やすらはで」「やとりのつかさ」「おきなかがは」の三項にとどまるが、「季鷹」だけならば(「士逸」のみを記した項目はない)以下の見出しにも認められる。

いきぬらん(後編)いたどり(後編)いはがしは(後編)

うまのくばかひ(後編)うらみわび(後編)とち(後編)

まかる(前編)やどりのつかさ(前編)やね(前編)よに(前編)よハひ(前編)らうたし(前編)わか(前編)

わきあけ(前編)わぬし(前編)おほん(前編)おもんみる(前編)およづけ(前編)

(9) 賀茂季鷹は有栖川宮職仁親王に仕え、谷川士清も親王門下の一人であった。安永五年、季鷹二十三歳にして『伊勢物語傍注』、翌六年に『枕詞一言抄』を著し、才能を發揮した。

(10) 前掲の『和訓栞』跋文に「士逸大人父翁の遺稿を本とし翁の学の友かき季鷹県主諸共にかうかへ正して」とあるが、これを達成するためには二人が往来できる範囲に住まいしていることが必要であると判断した。

(11) 上記書簡の発信年時は不明であるが、差出人に「山本安房守」とある。山本氏は季鷹の姓、季鷹が安房守に任せられたのは文化二年のことである(前掲土岐氏論文)。本書簡が士逸没年の文化八年までにものされたことが確定しよう。

(12) 前掲「おきなかがは」項に、清逸本「ひが事なるべしといへり」から整版本「いかゝにや」への変更が確認できるが、これは以上の具体的あらわれ(この場合は士逸の配慮)と解し得るか。

(人文学部日本文学科教授)